「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」（案）

に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間　令和元年７月１０日（水）～８月９日（金）
2. 寄せられたご意見　８９件（６６通）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 「条例提案の趣旨」 |
| 1 | この条例と関連が深いはずの「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」などとの関係について、趣旨説明するべき。 | 障害者に関連する他の様々な条例について、本条例のなかで関係性を解説することは考えていません。 |
| 「定義」 |
| 2 | 「社会的障壁」の「社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」に「アプリケーション」を追加してほしい。 | 障害者基本法に合わせた定義であり、「アプリケーション」も含めた概念と捉えています。 |
| 3 | 「障害者」の定義の末尾に、「いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。」と追加すべき。 | 障害者基本法における「障害者」の定義と同様に、障害者手帳の所持者に限られるものではないという趣旨になっています。 |
| 4 | 「地域コミュニティ」について、・「地域団体」もしくは「コミュニティ団体」「地縁団体」とすべき。・説明事例から「消防団」は外すべき。・末尾に「なお、これらの団体も本条例の事業者に含む。」を付け加えるべき。 | ・県民にとって馴染みやすい表現として「地域コミュニティ」という言葉を使用しています。・ご指摘のとおり、消防団は削除します。・解釈上は、事業者に含まれますが、ここでは地域コミュニティの概念を説明していますので、追記なしとします。 |
| 5 | 「県民」の定義として「石川県に在住、在勤、または在学するすべての人を含み、短期か長期かを問わない。」という項目を追加すべき。 | 障害者基本法に「国民」の定義がないのと同様に、条例においても「県民」の定義を規定することは考えていません。 |
| 6 | 「事業者」の定義を項目追加すべき。 | 「7.県民及び事業者等の役割」第1項の中で定義づけています。 |
| 7 | 「合理的な配慮」を「合理的配慮」に変更すべき。 | ご指摘のとおり、条文中の「合理的な配慮」を「合理的配慮」に統一して変更します。 |
| 「基本理念」 |
| 8 | この条例案の一番のポイントは「地域での相互理解や支え合いを重要な柱に位置づけたこと」だと思う。条例が普及することにより、地域の中で、障害のある方が周囲に遠慮なく声かけできたり、健常者の方も障害への理解やそれぞれの立場でできる配慮や支援につながることを期待したい。 | ご意見いただいたように、地域での配慮や支援が進むよう、必要な施策に取り組んでいきます。 |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 9 | 第４項「全ての障害者は、～　あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」のあとに「とともに、必要な支援を受けることができる。」を追記してほしい。 | 基本理念においては、あらゆる分野の活動への参加に際して、必要な支援が行われることを前提としています。 |
| 10 | 第５項「全ての障害者は、言語（手話を含む。）」のあとに「、文字（点字を含む。）」を追記してほしい。 | 障害者基本法に合わせた記載であり、「言語」は文字も含む概念と捉えています。 |
| 11 | 第５項「言語」は、話し言葉（音声言語）、手話（象形言語）、文字（表意言語）など様々であり、注釈として追記するよう求める。 | 障害者基本法に合わせた記載であり、「言語」は様々な言語形態を含めた概念と捉えています。 |
| 12 | 「全ての障害者は、～社会、経済、文化、スポーツ～」のなかに「政治」を追記してほしい。 | 障害者基本法に合わせた記載であり、「社会」に含まれると捉えています。 |
| 13 | 視覚障害者は社会参加とコミュニケーション（意思疎通、情報取得）を取ることが難しいが、しっかり条文化してもらった。 | 条例に基づき、必要な施策に取り組んでいきます。 |
| 「県の責務」 |
| 14 | 聴覚障害に関する様々な団体が情報交換できる場を、県、市町それぞれの立場で設けていただくことを提案する。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 「県は、上記施策の策定、実施に際して、障害者や障害者関係団体の意見を聴取するよう努めなければならない。」という項目文を追記してほしい。 | 障害者基本法第10条第2項の規定そのものであり、根拠規定があるため、追記なしとします。 |
| 「市町の責務」 |
| 16 | 補聴器購入費の助成について、その対応が市町によってバラツキがある。居住地域によって助成内容が違うことは制度上の社会的障壁と思われる。 | 市町によって助成制度は異なりますが、施策に対する提言として参考とさせていただきます。 |
| 17 | 障害の特性などを理解してもらうには、障害のある当事者や家族が伝えるのが有効だと思う。条文のなかで当事者団体と連携することを位置づけるとともに、そのような場を各市町の責務として設けることを提案する。 | 当事者団体との連携は市町の責務に含まれるものと考えていますが、施策に対する提言として市町にも伝えさせていただきます。 |
| 18～21 | 市町の責務が努力義務では変わらないのではないか。県が指導的役割を果たすよう期待する。（４件） | 市町の取り組みはそれぞれ異なり、市町が主体となって取り組むことが大切です。県と市町の連携は進めてまいります。 |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 「県民及び事業者等の役割」 |
| 22 | 「～可能な範囲で周囲に伝える～」を「～可能な範囲で行政や事業者、周囲に伝える～」と追記してほしい。 | 周囲は「行政や事業者」も含まれます。 |
| 23 | 「障害者団体は、～協力するよう努める。」を「障害者団体は、～意見を述べるなど、協力するよう努める。」と追記してほしい。 | 意見を述べるだけでなく、幅広く連携しながら施策を進めていく趣旨ですので、追記なしとします。 |
| 24 | 障害者が伝えたいが伝えきれない部分をできるだけ吸い上げる努力をしなければならない。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 25 | 健常者への気遣いや遠慮で社会参加しにくいことがあることを理解し、それぞれができる努力をする。 | 関係の方々と連携しながら、必要な施策に取り組んでいきます。 |
| 26 | 県民及び事業者等は差別解消に向けて協力する義務があることを認識してほしい。また、障害者自らも理解を得る上で必要な努力をしていかなければならない。 |
| 27 | これはもっとも重要なことで、特に障害者の務め、障害者団体の務めはしっかりと果たさねばならない。 | 障害者団体等と連携しながら、必要な施策に取り組んでいきます。 |
| 28 | 障害者団体について、差別解消に向けて県や市町が実施する施策への協力は当然である。 |
| 29 | 盲導犬の理解について、事業者に罰則を設けるなど強い姿勢を望む。 | 盲導犬の理解が進むよう普及啓発に取り組んでいきます。 |
| 「環境整備」 |
| 30 | 「聞こえの不自由な人＝手話を使う人」と思われがちだが、手話を使うのは「ろう者」であり、聴覚障害者の15％程度と言われている。難聴者の方々、聞こえに不自由を感じている高齢者の方々が必要な文字情報の充実した社会が求められる。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 31 | 聞こえない子どもたちが通う放課後等デイサービスの設立を希望する。 |
| 32 | 環境の整備については、障害者にも意見を述べる機会を常に設けてもらいたい。 |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 33 | 環境の整備は必要不可欠であり義務化すべきよう望む。 | 事業者には努力義務を求めたうえで、自主的に取り組んでいただくことが大切です。 |
| 34 | 長期、中期、短期で何ができるか具体的に示してほしい。 | 県は、条例とは別に、県の障害者基本計画となる「いしかわ障害者プラン」を策定しており、その中で検討させていただきます。 |
| 35 | 県で視覚障害者に優しいスマホ機種を開発してほしい。そのスマホを使った研修もしてほしい。 | 県でスマホ機種を開発することは難しいと考えています。 |
| 「財政上の措置」 |
| 36～40 | 財源確保に努めるのではなく、確保しなければならないのではないか。必要なものには県の自主財源で措置するくらいの姿勢を望む。（５件） | 条例に基づく施策が実施できるよう必要な予算の確保に努めてまいります。 |
| 41 | 中途失聴者の定例会コミュニティの要約筆記派遣のための財政支援をお願いしたい。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 42 | 県・市は、機能改善のための器具の貸し出し、リース料、買い入れに補助金を出すよう財政面から補助してほしい。 |
| 43 | 聴覚障害者の催し物、会議の時の要約筆記の派遣費用出費の基準を緩和して、サークル活動をできるよう支援をお願いする。 |
| 44 | 地域活動（文化・スポーツ）に対する補助金を、障害者及びボランティアグループにも出すようにしてほしい。 |
| 「障害を理由とする差別の禁止」 |
| 45～46 | 事業者に対しては行政機関と同等程度の合理的な配慮を義務化してほしい。（２件） | 事業者には努力義務を求めたうえで、自主的に取り組んでいただくことが大切です。障害のある方に対して、必要な合理的配慮が提供されるよう、事業者への普及啓発にも取り組んでいきます。 |
| 47 | この項目は努力目標ではなく、強く推し進めてほしい。 | 上記と同様に、県民と事業者には努力義務を求めたうえで、普及啓発にも取り組んでいきます。 |
| 48 | 小学校教育の場に鍵があると思う。幼い心のうちに障害のある人とふれあうことにより自然と差別はなくなり共生社会ができるようになる。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 49 | 差別の禁止を効果的にするため罰則を設けてほしい。 | 差別の禁止が効果的になるよう普及啓発に取り組んでいきます。 |
| 50 | 権利侵害の禁止、行政機関に対する合理的な配慮の義務化については、一定の評価をしている。 | 条例に基づき、必要な施策に取り組んでいきます。 |
| 「相談対応」 |
| 51 | 必要な助言又は情報提供を行う時に、聴覚障害者やその他のコミュニケーション障害者が相談する時のコミュニケーション保障はどうなっているのか。 | 「10.障害を理由とする差別の禁止」に行政機関等の合理的配慮の提供義務が規定されており、相談対応においても同様です。　 |
| 52 | 「何人も」のあとに「個人、団体を問わず、」を追加してほしい。 | 「何人も」は個人、団体も含めての概念と捉えています。 |
| 53 | 「相談の件数や概況、差別解消の好事例等について、個人情報を保護した上で、年に１度以上公表するものとする。」という項目を追加してほしい。 | 相談件数や内容については、法律に基づき県が設置している「障害者差別解消支援地域協議会」において報告していますが、公表については今後検討させていただきます。 |
| 「普及啓発」 |
| 54 | 「県は、県民が～」のところ、「県は、県民及び事業者が～」に追記すべき。 | ご指摘のとおり、追記します。 |
| 55 | 「～重要性に対する理解を深める」のあとに「、またそのために必要な施設・設備の整備、研修等を促すよう」という文言を追記してほしい。 | 県民も対象にした普及啓発に関する規定のため、そのままの表現にさせていただきます。 |
| 56 | 聴覚障害者に対する福祉対策は、手話を言語とするろう者を中心に推進されているのではないか。ほとんどの聴覚障害者は難聴者・中途失聴者である。難聴者・中途失聴者の特性を知り、理解してほしい。要約筆記者の育成、派遣に取り組んでほしい。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 57 | 普及啓発で一番難しいのが、障害者に対する嫌悪感とか面倒といった地域の人々の感情等の改善で、何とか方法をご考慮願う。 | 障害や障害のある方に対する理解が進むよう、普及啓発に努めてまいります。 |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 58 | 障害のある人とない人の障壁は少なくなっているが、コミュニケーションにおける保障がないため、話し合いが十分に行えていない。幅広い制度が障害のある方たちの社会参加機会の拡大につながる。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 「地域コミュニティの環境づくり」 |
| 59 | 障害のない人との交流にも難しい面がたくさんあり、課題解決に努めてほしい。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 60 | ガイドヘルパーをたくさん養成してほしい。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 「共に学び合う交流の機会の充実」 |
| 61 | 「～必要な施策を講ずる」を「必要な具体的施策を講ずる」としてほしい。 | いずれの施策も、具体的な事業のことを言います。 |
| 62 | 「交流」を削除して「共に学び合う機会の充実」としたらどうか。交流は、元々異なっているものという印象が否めない。 | 交流は、障害のある方ない方が共に活動するという意味で使っています。交流を削除すると、「15．教育の推進」第2項と同じ内容になります。 |
| 「教育の推進」 |
| 63 | 石川県の教育方針は「インクルーシブ教育」と打ち出してほしい。 | 「15．教育の推進」の第２項で障害者と障害者でない者が共に学べるよう必要な施策を推進することを規定しています。 |
| 64 | 小さい子どもに、学校で障害について教え、やさしい心のいたわり教育を授業の一環として教えたほうがいいのではないか。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 「雇用及び就労の促進」 |
| 65 | 「～障害者の雇用及び就労を促進するために必要な施策を講ずる。」のあとに「また、県は、事業者の範となるべく率先して障害のある職員が働きやすい環境を整備する。」を追記してほしい。 | 記載の内容も「必要な施策」に含んでいます。 |
| 66 | マッサージ師の老人施設への就労拡大が得られるよう要望する。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 「意思疎通等のための手段の確保」 |
| 67 | 「要約筆記」を普及させるため、「意思疎通等のための手段の確保」に「要約筆記」を加えてほしい。 | 難聴者・中途失聴者にとっての「要約筆記」の必要性に鑑み、「17.意思疎通等のための手段の確保」に「要約筆記」を追記します。 |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 68～69 | 「意思疎通等のための手段の確保」に「拡大文字」を加えてほしい。（２件） | 視覚障害者にとっての「拡大文字」の必要性に鑑み、「17.意思疎通等のための手段の確保」に「拡大文字」を追記します。 |
| 70 | 「意思疎通等のための手段の確保」に「情報通信サービス」を加えてほしい。 | 「情報通信サービス」は多岐にわたる概念であり、「その他障害者にとって利用しやすい手段」に含まれています。 |
| 71 | ろう者のための手話を主体とする事業展開ではなく、難聴者の方のための施策を盛り込んでもらいたい。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 72 | 各地域で開催している県民向け手話講座を毎年継続してほしい。 |
| 73 | 手話通訳者を確保してほしい。 |
| 74 | 大規模基幹病院において、ＦＡＸやメール等でやり取りができる柔軟な対応を希望する。 |
| 75 | 急病の相談ができる聴覚障害者専用窓口を設けてほしい。文字言語でリアルタイムにやり取りができるチャットなどを活用した迅速相談システムが構築されることを願う。 |
| 76 | 災害被害時等有事の際に、聴覚障害者に確実に情報が届くよう聴覚障害の多様性を踏まえた対応をお願いする。 |
| 77 | 中途失聴者・難聴者はコミュニケーション方法が多様なため各自の聞こえのレベルに対応できるよう配慮していただきたい。 |
| 78 | 聴覚障害者の団体活動に不可欠な総会や役員会などにも公費による要約筆記の団体派遣を認めてほしい。 |
| 79 | ＵＤトークなど、音声を文字化する音声認識アプリの活用をしていただきたい。 |
| 80 | 難聴者・中途失聴者にとって、文字情報、要約筆記が必要。音声情報に文字情報（字幕）を付けるのは、合理的配慮に値する取り組みやすい事柄ではないか。 |
| 81 | 県がイニシアティブをとって代読代筆の市町支援を要望する。 |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 「障害者スポーツの振興」 |
| 82 | 「障害者と障害者でない者が共にスポーツを行う機会を提供する」の部分を「提供を支援する」に修正してほしい。 | 支援することも含めた趣旨です。 |
| 「その他」 |
| 83 | 私が作成した「金沢市障害者計画に拠る生活場面と障害者権利条約の対比」を参考にしていただきたい。 | 県は、条例とは別に、県の障害者基本計画となる「いしかわ障害者プラン」を策定しています。障害者権利条約や国の障害者基本計画等に則して、体系的に計画や目標を定めています。 |
| 84 | 障害者差別解消法ができても、病院で耳が聞こえないことを伝えたら後回しにされ長い時間待たされるなど、法の中身が理解されていないのではないか。 | 記載のような差別が解消されるよう、普及啓発を始めとする施策に取り組んでいきます。 |
| 85 | 難聴者・中途失聴者のために当事者団体が機能するよう解決に向けて動いてほしい。 | 障害者団体の活動が活性化するよう、必要な施策に取り組んでいきます。 |
| 86 | 心身障害者医療費助成制度（マル障）が、６５歳で償還払いになるのは差別ではないか。視覚障害者にとって手続きの負担が重い。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |
| 87 | 障害のある私たちも声高に要求するばかりでなく、前向きに行動し、当たり前と思わずに感謝することが大事だと考えます。 | 条例に基づき、必要な施策に取り組んでいきます。 |
| 88 | この条例が努力目標で終わらず、積極的に推し進めてほしい。 |
| 89 | 視覚障害者にとって代筆が困難なので、「移動支援」の拡充を盛り込むことを提案する。 | 施策に対する提言として、今後の事業検討や業務遂行の際の参考とさせていただきます。 |